

令和3年4月23日

着任のごあいさつ



いわき労働基準監督署長
針生 達矢

令和3年4月1日付をもっていわき労働基準監督署長を拝命いたしました、針生（はりゅう）と申します。

いわき労働基準監督署は、厚生労働省の出先機関です。いわき市全体を管轄しており、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の施行、労働災害防止等の労働者の健康と安全の確保、労働者災害補償保険（労災保険）に関する手続等を主な業務としています。

日頃は、労働関係の相談や諸手続きの受付等の窓口業務を行うとともに、法令施行のための監督指導、労災事故防止のための指導、また労災保険に関する調査等で事業所を訪問しています。

令和3年度に、いわき労働基準監督署が最重点として取り組む課題は、4つあります。

一つは「新型コロナウイルス対応」です。

依然として感染拡大に歯止めがかかるない状況であり、いわき市でもクラスターが発生するなど、職場における感染防止対策が極めて重要となっています。

いわき労働基準監督署としては、職場における感染防止対策について周知するとともに、感染拡大による経営悪化を理由として違法な解雇や雇止め、休業手当の不払いが行われないよう指導してまいります。

もう一つは「魅力ある職場づくりの推進」です。

コロナ禍の状況であることも相まって、テレワークなどの新しい働き方が求められています。また、福島県では、中小企業を中心に入手不足の状況が顕著であり、企業にとって魅力ある職場づくりが急務となっていることから、いわき労働基準監督署としても、魅力ある職場づくりに取り組む企業に対し、働き方改革に取り組むためのガイドラインや助成金制度の紹介等、きめ細かな支援をしてまいります。

また、過重労働による健康被害の防止や、長時間労働の是正に向けた指導を行ってまいります。

一つは「東日本大震災からの復興支援」です。

東日本大震災から10年が経ちましたが、福島第一原発の廃炉作業が行われている等、震災からの復興はまだ道半ばです。

さらに、最近は台風や豪雨、地震などの自然災害が相次いでおり、いわき市でも大きな被害を受けています。

現在、各所で災害復旧工事が行われていますが、いわき労働基準監督署では、これらの復旧作業に携わるいわき市民の皆様を、労働の立場から支援してまいります。

一つは「死亡労働災害の撲滅、企業における労働災害防止体制の確立」です。

誠に残念ながら、令和2年度は福島県全体で死亡災害や4日以上の休業を要する重篤な労働災害が大きく増加してしまいました。

特に建設業や社会福祉施設、小売業をはじめとする第三次産業では、前年に比べて災害件数が増加しています。

災害の内容としては、転倒災害が業種を問わず多発しているほか、いわゆる三大災害といわれる墜落災害や重機との接触災害が建設業を中心に依然として発生しています。

これらの災害原因を調査するなかで、作業現場において、安全作業に向けた意識や危険を察知する能力が低下しているのではないかと危惧しています。

昨今のコロナ禍により、安全大会や安全研修会等、安全意識向上のための諸行事が中止されるなど、実施機会が減少していることや、「密」にならないようにという理由で、安全ミーティングや危険予知活動などの安全活動がおろそかになっていること等を考えられます。

いわき労働基準監督署では、建設現場をはじめとして、労働災害の発生リスクが高い作業現場に対し重点的に指導を行うとともに、いわき労働基準協会をはじめとする労働災害防止団体と連携し、労働災害防止のための法令や情報の周知のため、研修会の開催やホームページや機関紙等のメディアを活用し、情報発信を行ってまいります。

私及びいわき労働基準監督署職員は、いわき市の皆様が安全に、安心して働くことができる職場づくりのため、一丸となって業務に邁進してまいりますので、事業所の皆様には、引き続きご理解とご協力を願いいたします。

終わりに、いわき市の事業所の益々の繁栄と、皆様のご健勝、またゼロ災害を強くご祈念し、私の着任挨拶とさせていただきます。

*) 本稿は、いわき労働基準協会のホームページの「労基署通信」に掲載しています。